

目次

- 2.1. 食品添加物に関連する法令（概観）
- 2.2. 食品添加物の定義・機能区分
- 2.3. 認可食品添加物および最大限度
- 2.4. 食品添加物として禁止されている物質
- 2.5. 食品添加物の規格・基準
- 2.6. 新たな食品添加物の申請、評価、および承認
- 2.7. 食品中の食品添加物の表示
- 2.8. 食品添加物の要約

2.1. 食品添加物に関連する法令（概観）

ブルネイ・ダルサラーム国で食品添加物は保健省公衆衛生部食品安全性・品質管理課が規制している。ブルネイ・ダルサラーム国における食品添加物規制の主要法的根拠は、公衆衛生（食品）規制第IV部規制20～34に示される。本規制では、本規制に従って食品添加物として認可されていない物質の食品での使用を明確に禁じるとともに、本規制で認可され使用割合が規定された食品添加物の使用を明確に許可する。

2.2. 食品添加物の定義・機能区分

食品規制により食品添加物を以下の通り定義する。

「食品添加物には、以下の安全な物質全てが含まれる

- 1)食品成分であり、その使用目的の結果または合理的に予想し得る結果として直接または間接に食品の特性に影響を及ぼすものであるが、食品の調理、加工、包装、または保存時に食品の汚染または不適切な取扱いの結果として食品に混入する異物を含有しない。
- 2)固結防止剤、抗酸化剤、人工甘味料、化学保存料、着色料、乳化剤または安定剤、香料、香味増強剤、保湿剤、栄養素補給剤、金属イオン封鎖剤、および他の汎用食品添加物

ブルネイ・ダルサラーム国では食品添加物を以下の13の機能区分に分類する。

- 1)固結防止剤
- 2)抗酸化剤
- 3)人工甘味料
- 4)化学保存料
- 5)着色料
- 6)乳化剤および安定剤
- 7)香料
- 8)香味増強剤
- 9)保湿剤
- 10)栄養素補給剤
- 11)金属イオン封鎖剤

12)包装用ガス状物質

13)汎用食品添加物

加工助剤は本規制で明確に定義されていない。しかし、「汎用食品添加物」の定義には「食品の加工または包装時に有益な特定の目的を果たす物質」が含まれる。したがって加工助剤はこの定義に含まれる。

2.3. 認可食品添加物および最大限度

食品添加物の使用は、その食品添加物が認可食品添加物であり公衆衛生（食品）規制に定められたレベルに準拠して使用される場合に許可される。食品に加えらるる食品原料も、認可添加物タイプの食品添加物を食品原料のために定められたレベルに準拠して含有してよい。

認可食品添加物および最大限度は、公衆衛生（食品）規制の規制21～34、および別表第6、第7、第8、第9、第10、第11、第12、および第13に示される。認可食品添加物の使用制限は、食品の品質への損傷および品質の粗悪さを隠蔽するために使用してはならないことである。

2.4. 食品添加物として禁止されている物質

香料には禁止物質のリストがある。規制28(5)によると、禁止香料には、アガリン酸、アロイン、ベルバリ (*berberie*)、β-アツザゴニー (*azarone*)、カバノキター油、ビャクシン油、ショウブ油、コカイン、クマリン、ジエチレン・グリコール、モノエチル・エーテル、ジヒドロサフロール、ズルカマラ、ヒペリシン、オシダ、ニトロベンゼン、タンジー油、メグサハッカ油、木酢、ヘンルーダ油、サフロールとイソサフロール、サントニン、ササfras油、トンカ豆、シアン化水素酸を含有する揮発性苦扁桃油、および香料として健康に有害な他の香料などがある。

また、認可合成有機着色料は、αナフチルアミン、βナフチルアミン、ベンジジン、パラアミノジフェニル（キセニルアミン）またはその誘導体、および多環芳香族炭化水素を含有してはならない。

食品中には認可添加物の使用のみが許可されているため、他に禁止食品添加物のネガティブリストはない。

2.5. 食品添加物の規格・基準

規制20(4)によると、ブルネイ・ダルサラーム国で食品に用いられる食品添加物の規格および純度基準は、（入手可能な場合は）本規制で定義された規格、またはFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）の推奨に準拠しなければならない。合成甘味料（サッカリン、サッカリンナトリウム、およびアスパルテーム）ならびに香味増強剤（L-グルタミン酸塩のモノナトリウム塩、グアニル酸またはイノシン酸のナトリウム塩またはカルシウム塩あるいはこれらの混合、および、酵母抽出物または不活性乾燥酵母またはこれらの混合）の規格は、公衆衛生（食品）規制に現在示されている。

2.6. 新たな食品添加物の申請、評価、および承認

既存の規制には、新たな食品添加物の評価・承認に関する明確な手順が存在しない。

2.7. 食品中の食品添加物の表示

食品添加物は、食品中にかかる食品添加物が存在することを示す記載により、表示で明示されなければならない。食品添加物が動物由来である場合、かかる動物源の一般名も表示に記載されるべきである。食品添加物の明示は以下の形式によることができる。「認可（該当する食品添加物のタイプおよび由来源をここに記載する）を含有する」

食品添加物は、特別の定めがない限り、「適切な名称」を用いて明示されなければならない。規制9(4)(i)ではこの「適切な名称」という語を、一般的ではなく特定の名称や説明であると定義し、これにより該当する原料、成分または製品の本質を予想購買者に示すべきであるとしている。本規則の例外が公衆衛生（食品）規制の別表第3にあり、食品添加物に以下などの一般名を用いることが許可されている。

- 1)着色料が他の食品の原料を構成する場合は、「着色料／着色物質」として
- 2)乳化剤および安定剤が他の食品の原料を構成する場合、「乳化剤／安定剤」として
- 3)香料料が他の食品の原料を構成する場合、「天然／人工エッセンス」として
- 4)保存料が他の食品の原料を構成する場合、「保存料」として
- 5)アカシアガム、カラヤガム、トラガカントガム、イナゴマメガム、ジェランガム、ガティガム、グァーガム、およびキサンタンガムを「食用ガム」として

さらに、合成甘味料を含有する食品の表示には、「この（ここに食品名を記載する）は合成甘味料（ここに合成甘味料名を記載する）を含有しています」と明示するとの特定要件がある。また、アスパルテームは特に、「フェニルケトン尿症の方へ：フェニルアラニンを含有しています」との文言を含めることが義務づけられている。

2.8. 食品添加物の要約


香料料、加工助剤、およびキャリーオーバーなど、食品添加物に関する定義を以下に要約した。指定／既存食品添加物や禁止物質などの他の事項も要約して示した。

食品添加物の規定／定義（一般）

	規定／定義	参照
関連法規	公衆衛生（食品）規制	[外部リンク]
一般的規定／定義		
食品添加物の定義	「食品添加物には、以下の安全な物質全てが含まれる i)食品成分であり、その使用目的の結果または合理的に予想し得る結果として直接または間接に食品の特性に影響を及ぼすものであるが、食品の調理、加工、包装、または保存時に食品の汚染または不適切な取扱いの結果として食品に混入する異物を含有しない ii)固結防止剤、抗酸化剤、人工甘味料、化学保存料、着色料、乳化剤または安定剤、香料料、香味増強剤、保湿剤、栄養素補給剤、金属イオン封鎖剤、および他の汎用食品添加物	公衆衛生（食品）規制第I部規制番号2－解説

香料	「香料」とは、食品に添加または使用された場合に、食品に味または香りあるいはその双方を付与可能な物質全体をいう。 「天然香料」とは、天然の香味エッセンス、香辛料、および調味料などとする。 「合成香味エッセンスまたは抽出物」とは、芳香性の植物、果実、野菜または他の食品の風味成分または芳香成分に類似し得る合成香味料または模倣香味料などとする。ただし、本風味成分は、芳香性の植物、果実、野菜、または他の食品中に存在する風味成分または芳香成分の抽出または分離を伴わない化学合成または他の供給方法に全体的または部分的に由来するものとする。	公衆衛生（食品）規制第IV部規制番号28(1) 公衆衛生（食品）規制第IV部規制番号28(3) 公衆衛生（食品）規制第IV部規制番号28(7)
加工助剤	特に定義はないが、「汎用食品添加物」の定義は「食品の加工または包装時に有益な特定の目的を果たす物質」である。	公衆衛生（食品）規制第IV部規制番号34(1)
キャリアー	食品に添加される食品原料も、認可添加物のタイプの食品添加物を、本食品原料に規定されたレベルに準拠して含有してよい。	公衆衛生（食品）規制第IV部、規制番号20(3)

食品添加物の要約／定義（特定）

	規定／定義	参照
関連法規	公衆衛生（食品）規制	[外部リンク] 
要約（特定）／追加の法		
指定食品添加物リスト	固結防止剤、抗酸化剤、人工甘味料、化学保存料、着色料、乳化剤または安定剤、香味料、香味増強剤、保湿剤、栄養素補給剤、金属イオン封鎖剤、包装用ガス状物質、汎用食品添加物	公衆衛生（食品）規制の規制番号21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、別表第6、第7、第8、第9、第10、第11、第12、第13
既存食品添加物リスト	かかるリストはブルネイ・ダルサラーム国にない。	
香料の植物源または動物源リスト	かかるリストはブルネイ・ダルサラーム国にない。	
食品として一般に飲食に供され、食品添加物としても使用される物質のリスト	かかるリストはブルネイ・ダルサラーム国にない。	
ネガティブリスト（存在する場合）	香料としての使用が禁止され、天然有機着色料に含有されるべき物質のリストが存在する。	公衆衛生（食品）規制第IV部規制番号28(5)、規制番号26(2)(c)
食品添加物、度量衡、汚染物質、および分析・サンプリング方法の規格、食品添加物製造基準	添加物のほかはJECFA規格に従う。	公衆衛生（食品）規制第IV部規制番号15(4)
食品添加物に関する官庁出版物や公報	食品添加物に関する官庁出版物や公報はない。	